

湯河原町告示第44号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和 8 年 4 月 1 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 指定公金事務取扱者
(名称) 長沼 達也
(住所) 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目 6 番地 22
- 2 委託した公金事務に係る歳入
湯河原駅第 1、3 駐車場及び万葉公園第 3 駐車場の使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 公金事務の委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託をする期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで